

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月23日
【会社名】	モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社
【英訳名】	Morgan Stanley MUFG Securities Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 ジョナサン・キンドレッド
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー
【電話番号】	03-6836-5000
【事務連絡者氏名】	取締役 佐藤 保雄
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー
【電話番号】	03-6836-5000
【事務連絡者氏名】	取締役 佐藤 保雄
【届出の対象とした売出有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした売出金額】	2,567,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年3月4日付で提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、利率および発行価額の総額を始めとする発行条件等ならびにその他の未定事項が決定しましたので、関係事項を下記のとおり訂正するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 証券情報

第2 売出要項

1 売出有価証券

2 売出しの条件

## 3【訂正箇所】

訂正を要する箇所および訂正した箇所は、下線を付して示しております。

## 第一部【証券情報】

## 第2【売出要項】

## 1【売出有価証券】

(1)【売出社債（短期社債を除く。）】

&lt;訂正前&gt;

銘柄	モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社 2021年3月8日満期 期限前償還条項付 ユーロ・ストックス50連動3段デジタルクーポン 円建社債（別段の記載がある場合 を除き、以下「本社債」という。）		
売出券面額の総額又は売出振替 社債の総額	50億円（予定）（注1）	売出価額の総額	50億円（予定）（注1）
売出しに係る社債の所有者の住 所及び氏名又は名称	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社  東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社 （以下「売出人」と総称する。）		
記名・無記名の別	記名式	各社債の金額	1,000,000円（注3）
利率	<input type="checkbox"/> 評価価格がトリガー価格以上の場合 年8.00%（ハイクーポン） <input type="checkbox"/> 評価価格が基準価格以上かつトリガー価格未満の場合 年（未定）%（年2.00%以上年6.00%以下を仮条件とする。）（ミドルクー ポン） <input type="checkbox"/> 評価価格が基準価格未満の場合 年0.10%（ロークーポン） （注1）（注4）		
利払日	2016年6月8日（同日を含む。）以降満期日（同日を含む。）までの各年の3月8 日、6月8日、9月8日および12月8日とし、修正翌営業日規則に従う。ただし、修 正翌営業日規則に基づく当該利払日の調整は、各利息期間の日数計算または各利払日 に支払う利息額の計算にあたって考慮されない。（注2）		
満期日	2021年3月8日とし、修正翌営業日規則に従う。（注2）（注3）（注5）		

（中略）

（注1） 本社債は、ユーロ市場で発行された後、日本で売り出される。同市場で発行される本社債の額面総額は50億  
円（予定）である。本社債の発行に関する未定および予定の条件は、本売出しにおける需要状況を勘案した  
上で、可能な限り投資家の需要に見合う売出額を確保することを念頭に、2016年3月23日までに決定され  
る。したがって、最終的な売出券面額の総額および売出価額の総額は、需要状況次第で、上記の金額と大き  
く相違する可能性がある。

（注2） 「修正翌営業日規則」とは、該当の日が営業日でない場合、翌営業日とする（翌営業日が翌暦月となる場合  
は前営業日とする）ことを意味し、また「営業日」とは、土曜日および日曜日を除く日のうち、法定休日ま  
たは東京、ニューヨーク市もしくはロンドンにおいて金融機関が法令上休業を認められるかもしくは要求さ  
れる日に該当しない日をいう。

（注3） 期限前償還されない場合、本社債の償還は、下記「2 売出しの条件 4. 償還および買入れ 4.1 約定償  
還 (1) 満期償還」に従い、(a)額面金額または(b)額面金額×最終評価価格÷当初価格により計算される金  
額の支払によりなされる。下記「2 売出しの条件 4. 償還および買入れ 4.1 約定償還 (1) 満期償  
還」を参照のこと。本注3において使用される用語は「2 売出しの条件 3. 利息」および「2 売出し  
の条件 4. 償還および買入れ」において定義される。

（注4） 上記の仮条件は、市場の状況を勘案して変更されることがある。本社債の付利は、2016年3月31日（同日を  
含む。）から開始する。なお、実際に決定される利率は、仮条件の範囲外となることがある。上記「利率」  
において使用される用語は「2 売出しの条件 3. 利息」において定義される。

（注5） 本社債は、各期限前償還判定日の対象株価指数終値により、該当する期限前償還日に額面金額により償還さ  
れることがある。下記「2 売出しの条件 4. 償還および買入れ 4.1 約定償還 (2) 期限前償還」を参  
照のこと。なお、その他の期限前償還については下記「2 売出しの条件 3. 利息 3.2 対象株価指数の  
調整事由および定義等 (2) 指数調整事由」および「2 売出しの条件 4. 償還および買入れ 4.2 課税

事由による償還」を参照のこと。本注5において使用される用語は「2 売出しの条件 3 . 利息」および「2 売出しの条件 4 . 償還および買入れ」において定義される。

## &lt;訂正後&gt;

銘柄	モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社 2021年3月8日満期 期限前償還条項付 ユーロ・ストック50連動3段デジタルクーポン 円建社債(別段の記載がある場合 を除き、以下「本社債」という。)		
売出券面額の総額又は売出振替 社債の総額	2,567,000,000円(注1)	売出価額の総額	2,567,000,000円(注1)
売出しに係る社債の所有者の住 所及び氏名又は名称	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社  東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社 (以下「売出人」と総称する。)		
記名・無記名の別	記名式	各社債の金額	1,000,000円(注3)
利率	( ) 評価価格がトリガー価格以上の場合 年8.00%(ハイクーポン) ( ) 評価価格が基準価格以上かつトリガー価格未満の場合 年3.54%(ミドルクーポン) ( ) 評価価格が基準価格未満の場合 年0.10%(ロークーポン) (注4)		
利払日	2016年6月8日(同日を含む。)以降満期日(同日を含む。)までの各年の3月8 日、6月8日、9月8日および12月8日とし、修正翌営業日規則に従う。ただし、修 正翌営業日規則に基づく当該利払日の調整は、各利息期間の日数計算または各利払日 に支払う利息額の計算にあたって考慮されない。(注2)		
満期日	2021年3月8日とし、修正翌営業日規則に従う。(注2)(注3)(注5)		

(中略)

- (注1) 本社債は、ユーロ市場で発行された後、日本で売り出される。同市場で発行される本社債の額面総額は  
2,567,000,000円である。
- (注2) 「修正翌営業日規則」とは、該当の日が営業日でない場合、翌営業日とする(翌営業日が翌暦月となる場合  
は前営業日とする)ことを意味し、また「営業日」とは、土曜日および日曜日を除く日のうち、法定休日ま  
たは東京、ニューヨーク市もしくはロンドンにおいて金融機関が法令上休業を認められるかもしくは要求さ  
れる日に該当しない日をいう。
- (注3) 期限前償還されない場合、本社債の償還は、下記「2 売出しの条件 4 . 償還および買入れ 4.1 約定償  
還 (1) 満期償還」に従い、(a)額面金額または(b)額面金額×最終評価価格÷当初価格により計算される金  
額の支払によりなされる。下記「2 売出しの条件 4 . 償還および買入れ 4.1 約定償還 (1) 満期償  
還」を参照のこと。本注3において使用される用語は「2 売出しの条件 3 . 利息」および「2 売出し  
の条件 4 . 償還および買入れ」において定義される。
- (注4) 本社債の付利は、2016年3月31日(同日を含む。)から開始する。上記「利率」において使用される用語は  
「2 売出しの条件 3 . 利息」において定義される。
- (注5) 本社債は、各期限前償還判定日の対象株価指数終値により、該当する期限前償還日に額面金額により償還さ  
れることがある。下記「2 売出しの条件 4 . 償還および買入れ 4.1 約定償還 (2) 期限前償還」を参  
照のこと。なお、その他の期限前償還については下記「2 売出しの条件 3 . 利息 3.2 対象株価指数の  
調整事由および定義等 (2) 指数調整事由」および「2 売出しの条件 4 . 償還および買入れ 4.2 課税  
事由による償還」を参照のこと。本注5において使用される用語は「2 売出しの条件 3 . 利息」および  
「2 売出しの条件 4 . 償還および買入れ」において定義される。

## 2【売出しの条件】

&lt; 訂正前 &gt;

売出価格	額面1,000,000円につき1,000,000円
申込期間	2016年3月24日より2016年3月30日まで
申込単位	額面1,000,000円単位
申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人、売出取扱人(下記において定義する。)および登録金融機関(下記において定義する。)の日本国内の本店、各支店および各営業部店(摘要(4))
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	下記、摘要(4)を参照
売出しの委託契約の内容	下記、摘要(4)を参照

摘要

(中略)

(5) 発行会社の格付の変更や金融市場の重大な変動により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。

(後略)

&lt; 訂正後 &gt;

売出価格	額面1,000,000円につき1,000,000円
申込期間	2016年3月24日より2016年3月30日まで
申込単位	額面1,000,000円単位
申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人、売出取扱人(下記において定義する。)および登録金融機関(下記において定義する。)の日本国内の本店、各支店および各営業部店(摘要(4))
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	下記、摘要(4)を参照
売出しの委託契約の内容	下記、摘要(4)を参照

摘要

(中略)

(5)を全文削除

(後略)

### 3. 利息

#### 3.1 利息の発生

< 訂正前 >

( 前略 )

各利息期間について、

- ( ) 関連する評価日における評価価格がトリガー価格以上である場合、利率は年8.00%となる。これにより、初回利息期間が終了する初回利払日に各本社債について15,111円の利息額が支払われ、その後の各利息期間が終了する利払日に各本社債について20,000円の利息額が支払われる。
- ( ) 関連する評価日における評価価格が基準価格以上かつトリガー価格未満である場合、利率は年(未定)%となる。これにより、初回利息期間が終了する初回利払日に各本社債について(未定)円の利息額が支払われ、その後の各利息期間が終了する利払日に各本社債について(未定)円の利息額が支払われる。または、
- ( ) 関連する評価日における評価価格が基準価格未満である場合、利率は年0.10%となる。これにより、初回利息期間が終了する初回利払日に各本社債について189円の利息額が支払われ、その後の各利息期間が終了する利払日に各本社債について250円の利息額が支払われる。

( 後略 )

< 訂正後 >

( 前略 )

各利息期間について、

- ( ) 関連する評価日における評価価格がトリガー価格以上である場合、利率は年8.00%となる。これにより、初回利息期間が終了する初回利払日に各本社債について15,111円の利息額が支払われ、その後の各利息期間が終了する利払日に各本社債について20,000円の利息額が支払われる。
- ( ) 関連する評価日における評価価格が基準価格以上かつトリガー価格未満である場合、利率は年3.54%となる。これにより、初回利息期間が終了する初回利払日に各本社債について6,687円の利息額が支払われ、その後の各利息期間が終了する利払日に各本社債について8,850円の利息額が支払われる。または、
- ( ) 関連する評価日における評価価格が基準価格未満である場合、利率は年0.10%となる。これにより、初回利息期間が終了する初回利払日に各本社債について189円の利息額が支払われ、その後の各利息期間が終了する利払日に各本社債について250円の利息額が支払われる。

( 後略 )